

岩手県医療局管理規程第3号

医療局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

岩手県医療局長 小原重幸

医療局組織規程の一部を改正する規程

医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後																																				
<p>(職)</p> <p>第5条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職</th> <th colspan="2">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">本庁</td> <td>[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>医師支援推進室</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>課及び室</td> <td>主査</td> <td>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課又は室の特定の事務を処理する。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table>				区分	職	職務		本庁	[略]			医師支援推進室	[略]		課及び室	主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課又は室の特定の事務を処理する。	[略]				<p>(職)</p> <p>第5条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職</th> <th colspan="2">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">本庁</td> <td>[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>医師支援推進室</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table>				区分	職	職務		本庁	[略]			医師支援推進室	[略]		[略]			
区分	職	職務																																						
本庁	[略]																																							
	医師支援推進室	[略]																																						
	課及び室	主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課又は室の特定の事務を処理する。																																					
[略]																																								
区分	職	職務																																						
本庁	[略]																																							
	医師支援推進室	[略]																																						
[略]																																								
<p>2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職</th> <th colspan="2">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁</td> <td>課及び室</td> <td>特命参事</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>				区分	職	職務		本庁	課及び室	特命参事	[略]	<p>2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職</th> <th colspan="2">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">本庁</td> <td rowspan="3">課及び室</td> <td>特命参事</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>企画指導監</td> <td>上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、課又は室の高度な知見を必要とする特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。</td> </tr> <tr> <td>技術企画指導監</td> <td>上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、課又は室の技術に関する高度な知見を必要とする特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。</td> </tr> </tbody> </table>				区分	職	職務		本庁	課及び室	特命参事	[略]	企画指導監	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、課又は室の高度な知見を必要とする特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。	技術企画指導監	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、課又は室の技術に関する高度な知見を必要とする特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。													
区分	職	職務																																						
本庁	課及び室	特命参事	[略]																																					
区分	職	職務																																						
本庁	課及び室	特命参事	[略]																																					
		企画指導監	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、課又は室の高度な知見を必要とする特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。																																					
		技術企画指導監	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、課又は室の技術に関する高度な知見を必要とする特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。																																					

副看護指導監	[略]
特命課長	[略]
主任主査	[略]
課付	上司の命を受け、課又は室の <u>特定の事務</u> を処理する。
[略]	
本庁付	上司の命を受け、本庁の <u>特定の事務</u> を処理する。

病院	[略]
事務局、業務企画室、地域医療福祉連携室、医療情報管理室及び診療情報管理室	

副看護指導監	[略]
特命課長	[略]
専門幹	上司の命を受け、 <u>専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、課又は室の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</u>
技術専門幹	上司の命を受け、 <u>専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、課又は室の技術に関する特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</u>
主任主査及び主任主査行政専門員	[略]
主査及び主査行政専門員	上司の命を受け、 <u>部下の職員を指揮監督し、課又は室の特定事務を処理する。</u>
課付	上司の命を受け、課又は室の <u>特定事務</u> を処理する。
[略]	
本庁付	上司の命を受け、本庁の <u>特定事務</u> を処理する。

病院	[略]
事務局、業務企画室、地域医療福祉連携室、医療情報管理室及び診療情報管理室	企画指導監 上司の命を受け、 <u>専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、事務局又は室の高度な知見を必要とする特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。</u>

5 [略]

学技士、専門幹リハビリテーション技師、専門幹視能訓練士、専門幹看護師、専門幹管理栄養士、専門幹公認心理師及び専門幹歯科衛生士	経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、特定の事務又は技術を処理するとともに、その事務又は技術を総括整理する。
--	--

6 [略]

7 前各項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

薬事専門員、診療放射線専門員、臨床検査専門員、臨床工学専門員、リハビリテーション専門員、視能訓練専門員、看護専門員、栄養専門員、公認心理師及び歯科衛生専門員	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、特定の事務又は技術をつかさどる。
--	---

6 前各項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

主任、主任薬剤師、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士、主任理療士、主任看護師、主任助産師、主任管理栄養士、主任医療社会事業士、主任公認心理師及び主任歯科衛生士	[略]
---	-----

8 前各項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

主任、主任行政専門員、主任薬剤師、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士、主任理療士、主任看護師、主任助産師、主任管理栄養士、主任医療社会事業士、主任公認心理師及び主任歯科衛生士	[略]
---	-----

7 前各項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

主任主事、主事、主任技師、技師、医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、理療士、看護師、助産師、准看護師、管理栄養士、医療社会事業士、公認心理師及び歯科衛生士	[略]
---	-----

9 前各項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

主任主事、主事、主任技師、技師、行政専門員、医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、理療士、看護師、助産師、准看護師、管理栄養士、医療社会事業士、公認心理師及び歯	[略]
---	-----

--	--

科衛生士	
------	--

10 前各項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

薬事技術員、診療放射線技術員、臨床検査技術員、臨床工学技術員、リハビリテーション技術員、視能訓練技術員、看護技術員、栄養技術員、公認心理技術員及び歯科衛生技術員	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、事務又は技術をつかさどる。
--	--------------------------------------

8 前各項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

調理長、主任調理師、調理師及び技術補助員	[略]
----------------------	-----

9 第6項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

[略]	
-----	--

11 前各項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

調理長、主任調理師、調理師、調理専門員、調理技術員及び技術補助員	[略]
----------------------------------	-----

12 第8項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

[略]	
-----	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。